

「新産業廃棄物最終処分場整備事業 環境影響評価方法書」に対する技術審査会答申（案）の形成

答 申 案	答申の考え方 ※1：○番号は「資料2-2」指摘事項と関連しています。 ※2：____は、指摘事項からの追記，変更した点。 ※3：解説はゴシック体。 ※4：関連ページは，方法書本編のページ数。	備 考
<p>【1 全般的事項】 (1) <u>本事業は，既に開発済みの土地（採砂場）を利用する事業であることから，一般的な開発事業と比較して，造成に伴う大気環境（粉じん，騒音，振動等）を含めた自然環境への影響が小さいことが想定される。一方，「都市の無秩序な拡大を防止し，市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地，池沼，丘陵等良好な自然環境を形成している区域」として指定されている番ヶ森山周辺地域緑地環境保全地域が対象事業実施区域（以下「事業区域」という）に隣接しており，当該地域の保全に留意する必要がある。</u> <u>このことから，後述する個別的事項を踏まえ，事業実施による周辺の自然環境や生活環境への影響を適切に調査，予測及び評価した上で，本事業の実施による影響を回避又は十分に低減するよう検討すること。</u></p>	<p>・ 事業区域の自然環境及び生活環境の特筆される事項について述べ，環境影響について，回避又は十分に低減について求めるもの。</p> <p>「関連ページ：（方法書）P. 3-38」</p>	
<p>(2) <u>施設稼働後，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等に基づき施設の管理がなされるが，予測の不確実性が高い項目については，必要に応じて環境影響評価として<u>工事の着手後の調査を実施すること。</u></u></p>	<p>全般的事項① 施設稼働後に実施する環境監視項目について，対象となる法令，測定箇所及び測定時期等を整理し，次回までに提示すること。また，必要に応じて環境影響評価としての<u>事後調査の実施を検討すること。</u></p>	<p>【平野会長】 （景観）</p>
<p>(3) <u>本事業は，令和4年10月1日より一部を改正し，施行された環境影響評価条例の手続の対象外であるが，公共関与事業であることを踏まえ，他の模範となるよう改正条例で新たに追加された事業計画概要書を公表することが望ましい。</u></p>	<p>全般的事項② 令和4年10月1日より一部を改正した環境影響評価条例が施行されており，本事業は新条例手続の対象外であるが，他の模範となるよう任意で作成された事業計画概要書を公表することが望ましい。</p>	<p>【平野会長】 （景観）</p>

<p>(4) 環境影響を調査するに当たっては、必要に応じて、選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。</p>	<p>・環境アセスメントを行う上での基本的な事項として、これまでの答申でも必ず記載しているもの。</p>	
<p>(5) 事業区域周辺の住民、関係自治体である大和町及び大郷町並びに関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。</p>	<p>・環境アセスメントを行う上での基本的な事項として、これまでの答申でも必ず記載しているもの。</p>	

<p>【2 個別的事項】 (1) 大気質 本施設において、特別管理産業廃棄物として廃石綿等も埋め立て予定であり、特定有害物質の飛散が懸念されることから、<u>廃石綿等の管理方法について準備書に明示すること。</u></p>	<p>大気質① 当該産業廃棄物最終処分場において、特別管理産業廃棄物として廃石綿も埋め立て予定であり、特定有害物質の飛散が懸念されることから、廃石綿の処分方法について明示すること。</p>	<p>【内田委員】 (悪臭・水質・廃棄物)</p>
<p>(2) 騒音 イ 建設機械の稼働、廃棄物の埋め立てに係る騒音の予測において、等価騒音レベル (L_{eq}) も調査、予測及び評価すること。 ロ 現在、事業区域は採砂場として利用されているため、本施設稼働により現況よりも騒音レベルの改善が見込まれる。このことから、<u>現況の騒音レベルを測定の上、現況と施設稼働後の騒音レベルを比較し、評価すること。また、その結果について、周辺住民に対して可能な限り説明すること。</u></p>	<p>騒音① 建設機械の稼働、廃棄物の埋め立てに係る騒音の予測において、L_{eq} (等価騒音レベル) も調査、予測及び評価すること。 「関連ページ：(方法書) P.4-18, 4-20」 騒音② 施設稼働により現況よりも騒音が改善されることが見込まれるため、事業の開始前と施設稼働後の騒音を測定し、騒音の変化について、周辺住民への説明を検討すること。</p>	<p>【永幡委員】 (騒音) 【平野会長】 (景観)</p>

<p>(3) 悪臭 <u>本施設稼働後、</u> 気象観測から得られた風況のデータを基に、季節毎に風況に合わせた測定地点でサンプリングを行い、<u>悪臭の現況把握に努めること。</u></p>	<p>悪臭① 本施設は、悪臭公害防止対策要綱の規制対象となるため、施設が稼働した後、悪臭の測定を処分場の風上と風下の2地点において夏季に1回実施する計画である。気象観測から得られた風況のデータを基に、季節毎に風況に合わせた測定地点でサンプリングを行い、現況把握に努めること。 また、大気だけではなく浸出水処理施設の排水や公共用水の接続口での排水を対象とした悪臭の測定を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">「関連ページ：（方法書）P.3-113～3-115」</p>	<p>【内田委員】 （悪臭・水質・廃棄物）</p>
<p>(4) 水質 環境影響評価項目に、「<u>水質</u>」の「<u>有害物質</u>」及び「<u>地下水の水質</u>」の「<u>有害物質</u>」を含めて調査、予測及び評価を実施すること。 なお、環境影響評価項目として選定しない場合にあっては、その理由を<u>準備書</u>に明確に示すこと。</p>	<p>水質① 環境影響評価項目の中に、水質の有害物質と地下水の水質としての有害物質を含めて、調査、予測及び評価を実施すること。なお、環境影響評価項目として選定しない場合にあっては、その理由を明確に示すこと。</p>	<p>【内田委員】 （悪臭・水質・廃棄物）</p>
<p>(5) 動物 イ 事業区域の周囲は森林で囲まれており、夜間の照明に小鳥やタガメが誘因され、管理棟の窓ガラスに衝突死する可能性が高いため、夜間の利用を避けること。窓ガラスについては、生息する鳥や昆虫に応じた対策を講じること。また、夜間の照射を低減する等の対策を検討すること。</p> <p>ロ <u>カエル類</u>について、夜間の鳴き声調査を実施し、適切に予測及び評価すること。</p>	<p>動物① 事業区域の周囲は森林で囲まれており、夜間の照明に小鳥やタガメが誘因され、管理棟の窓ガラスに衝突死する可能性が高いため、夜間の利用を避けること。窓ガラスについては、生息する鳥や昆虫に応じた対策を講じること。また、夜間の照射を低減する等の対策を検討すること。</p> <p>動物④ 調査方法では明記されていないが、カエル類の鳴き声調査の際には夜間調査を行うこと。</p>	<p>【平野会長】 （景観）</p> <p>【由井委員】 （鳥類）</p> <p>【太田委員】 （両生類、爬虫類）</p>

【答申案へ未反映の指摘事項】

悪臭①

(略) また、大気だけではなく浸出水処理施設の排水や公共用水の接続口での排水を対象とした悪臭の測定を行うこと。【内田委員】
⇒浸出水と雨水の系統が異なり、かつ、浸出水は下水道へ放流するため、放流水を対象とした悪臭の測定は不要と考えられるため。

地形・地質①

対象事業実施区域の地質の表記について、表層地質図と対応した表記に修正すること。必要に応じて、最新の情報を入手した上で、表層地質の分布を再度確認すること。
【伊藤委員】
⇒ 誤植の修正依頼であるため、答申に反映せず。

動物②

動物の調査地点が事業実施区域周辺に限られているが、県道 3 号、9 号、40 号の交通量増加が見込まれるのでそれらの沿線でも調査を行う必要がある。例えば 9 号の周辺には水田環境が広がっていて事業実施区域周辺とは違う生物が生息している可能性があり、それらが交通量増加の影響（轢死等）を被るおそれがある。【太田委員】
⇒県道は元々交通量が多く、かつ、本事業が寄与する県道の交通量増加はわずかであるため、県道において本事業による轢死の影響を調査することが困難であるため。

動物③

調整池が設けられるようであるが、そこに新たに水中・水辺の生態系が創出されることによる影響についても調査の対象とすること。【太田委員】
⇒既設の調整池を用いる計画であり、新たな水辺環境が創出されないため。

放射線の量①

埋立地周囲の森林を伐採しない計画であるが、周辺の樹木には放射性物質が付着している可能性があるため、事業計画が変更となった場合には、伐採した樹木の処分方法についてあらかじめ検討すること。【石井委員】
⇒周辺樹木を伐採しない計画であるため。